

平成26年8月1日

生命保険窓販商品の追加

ー カーディフ生命『自由に使えるガン保険プラス』を取扱開始 ー

＜正式名称：無解約払戻金型特定疾病診断給付保険 IV型＞

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成26年8月1日（金）より、無解約払戻金型特定疾病診断給付保険 IV型『自由に使えるガン保険プラス』〔引受保険会社：カーディフ・アシュアランス・ヴィ（カーディフ生命保険会社）〕を販売開始いたします。

今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『自由に使えるガン保険プラス』＜正式名称：無解約払戻金型特定疾病診断給付保険 IV型＞
（引受保険会社：カーディフ生命保険会社）

2. 販売開始日

平成26年8月1日（金）

3. 商品の概要

『自由に使えるガン保険プラス』の主な特徴

- ＜1＞ “がんと診断されたら、決まった金額を全額一括で” のわかりやすい保障
- ・入院日数や治療内容に関わらず、ガンの診断確定だけで給付金が受け取れるので、本格的な治療を始める前に必要なお金を準備できます。また将来、ガン治療のトレンドが変わっても、あらかじめ受け取る金額が設定されているので、その時、最善の治療にのぞむことができます。
- ＜2＞ 月々の保険料もシンプル&コンパクト。給付金額100万円・35歳男性ならわずか833円
- ・例えば35歳男性の場合、給付金額100万円なら、月々の保険料は65歳満了プランで833円。終身プランでも1,090円です。家族のための出費がかさむ働く世代の家計にもやさしく、ご加入いただきやすい保険料です。
- ＜3＞ 選べるプランと100万円ごとに設定自由な給付金額で、ひとりひとりにジャストな保障を
- ・給付金額は100万円から500万円まで、100万円単位で自由設定。“65歳満了プラン”に加えて、ガンのリスクが高まる65歳以降もカバーする“終身プラン”をご用意し、お客さまひとりひとりに無駄のないぴったりの保障をお届けします。

『自由に使えるガン保険プラス』の商品概要と仕組図

『自由に使えるガン保険プラス』の主なお取扱いは次のとおりです。

項目	内容
契約年齢	保険期間が65歳満了の場合：満20歳～満55歳 保険期間が終身の場合：満20歳～満70歳
保険料払込方法	振込（第1回保険料振込）および口座振替（2回目以降）
保険期間／ 保険料払込期間	65歳満了または終身
診断給付金額	・ガン診断給付金：100万円～500万円 ・上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金：ガン診断給付金の10%
診断給付金	・ガン診断給付金 ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に所定の悪性新生物（ガン）に生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定されたとき ・上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金 ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に所定の上皮内ガンまたは皮膚ガンに生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定されたとき
ガン給付の 責任開始日	保険契約の責任開始期の属する日から、その日を含めて90日を経過した日の翌日

保険期間65歳満了のご契約例

35歳男性 保険期間：65歳満了 ガン診断給付金額：300万円 月払保険料例：2,499円



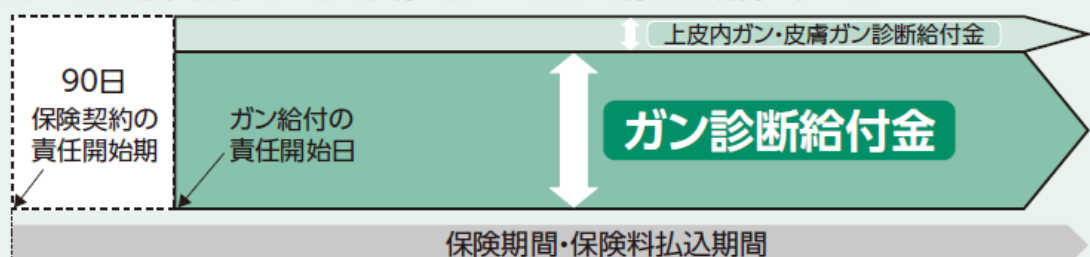
35歳 加入

65歳 満了

※保険期間は65歳満了となり、保険契約を更新することはできません。

保険期間終身のご契約例

35歳男性 保険期間：終身 ガン診断給付金額：300万円 月払保険料例：3,270円



35歳 加入

終身

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、カーディフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■解約払戻金について

この保険には解約払戻金はありません。

このプレスリリースは、『自由に使えるガン保険プラス』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「パンフレット」「契約概要/注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり(変額商品のみ)」を必ずご覧ください。
- ・当行(募集代理店)の行員(生命保険募集人)は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。(保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。)失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。